

監査結果に関する措置状況報告書

別紙 1

報 告 番 号：報告監 7 の第14号

監 査 の 対 象：令和 6 年度監査委員監査 行旅死亡人に関する事務

所 管 所 属：大正区役所

通 知 日：令和 7 年 5 月 9 日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	身元が判明した場合の相続人等への通知に係る手続について改善を求めたもの 今回の監査において、相続人等への通知及び費用弁償請求の状況について調査したところ、大正区役所は、身元が判明している行旅死亡人 1 件について、令和 6 年 7 月 17 日に警察署から当該行旅死亡人の兄と長男が引取りを拒否しているとして遺体の引渡しを受けた際に、両者の電話番号の情報提供を受けており、同年 8 月 26 日に両者に架電して住所を聴取していたが、相続人等に係るその後の調査は 3 か月以上経過した同年 12 月 9 日まで着手していなかった。 大正区役所によれば、まず他の相続人等へ行旅死亡人として取り扱った旨の通知を行い、費用弁償請求に関する検討を行う方針としていたものの、他の業務に追われ、相続人調査に係る戸籍謄本等の請求に着手するまで日数を要したとのことであった。また、相続人等への通知や費用弁償請求に係る事務処理について、担当課において組織的な進捗管理はされていなかった。 【指摘事項】 1. 大正区役所は、身元が判明している行旅死亡人について、相続人等への必要な通知が遅滞することがないよう、組織的に管理する仕組みを構築し、運用されたい。	令和 7 年 2 月 28 日に「大正区行旅死亡人発生時の取扱事務マニュアル」及び事務処理に係るチェックシートを作成し、福祉局作成の「行旅死亡人取扱事務処理チェック票」と併せて上司が進捗を確認することで、相続人等への必要な通知が遅滞することがないよう、組織的に管理する仕組みを構築した。同年 3 月より、当該仕組みを運用している。 なお、相続人調査を引き続き実施し、相続人が 3 名であったため、同年 2 月 10 日には子 2 名に、同年 2 月 28 日には兄に、行旅死亡人として取り扱った旨の通知及び費用弁償請求に係る通知を行った。同年 2 月 25 日に子 2 名から、同年 3 月 11 日に兄から、それぞれ回答を受理した。	措置済	令和 7 年 3 月 1 日